

(別紙1)

重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業に係る
補助対象等について (今回提出分)

1 施設整備事業

診療所の運営に必要な診療部門(診察室、処置室等)等や、診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費(新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費)を支援します。

補助対象	補助単価	補助率
次に掲げる基準面積に右記の単価を乗じた額の合計額 【基準面積】 (1) 診療部門 ア 無床の場合 160 m ² イ 有床の場合 ア 5床以下 240 m ² イ 6床以上 760 m ² (2) 診療部門と一体となった医師住宅 80 m ² (3) 診療部門と一体となった看護師住宅 80 m ²	1 m ² あたり 鉄筋コンクリート : 558,000 円 ブロック : 444,000 円 木造 : 362,000 円	1/2

※施設整備事業は、承継・開業の一定期間後に採算性が見込まれる診療所を想定しており、診療圏の人口が10年後に2,000人程度を下回る見込みの診療所を支援対象とする場合は、へき地医療拠点病院からの巡回診療、オンライン診療等による対応も含め、県医療対策協議会及び県保険者協議会で協議します。

※既存建物の買収は、買収することが建物を新築することよりも効率的である場合のみ、補助対象として認められる場合がありますので、県地域医療課まで御相談ください。

2 設備整備事業

診療所の運営に必要な医療機器の購入費を支援します。

対象経費	基準額	補助率
診療所として必要な医療機器等購入費	1か所当たり 16,500 千円	1/2